小規模個人再生による再生計画不認可

平成２３年（再イ）第７３号

北九州市八幡西区浅川台２丁目１番２―106号

再生債務者　神野　善則

1　主文　本件再生計画を認可しない。

2　理由の要旨　平成23年10月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法174条２項２号に定める事由がある。

平成23年10月31日

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

小規模個人再生による再生計画取消

平成１９年（再ロ）第１４号

堺市東区草尾409番地８、小規模個人再生開始決定時の住所大阪府東大阪市森河内東２丁目２番５号

再生債務者　川内　信弘

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成19年６月27日に認可した再生計画には、民事再生法に定める事由がある。

平成23年10月27日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再イ）第２００号

大阪府寝屋川市河北西町９番２号、認可決定時の住所大阪府寝屋川市高倉１丁目25番５号

再生債務者　パワークラフトこと　杉野森孝治

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成21年７月15日に認可した再生計画には、民事再生法に定める事由がある。

平成23年10月26日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再イ）第６０８号

大阪市東成区大今里南６丁目17番16号

再生債務者　青山　貴央

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成21年11月12日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成23年10月26日

大阪地方裁判所第６民事部

平成１７年（再イ）第５８９号

福岡市東区三苫５丁目４番11―304号

再生債務者　松本　龍一

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成18年１月12日に認可した再生計画には、民事再生法に定める事由がある。

平成23年10月27日

福岡地方裁判所第４民事部

平成１７年（再イ）第２１７号

北九州市若松区大字安瀬37―２

再生債務者　田村　啓介

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成18年２月３日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成23年10月31日

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２０年（再イ）第１１２号

長崎県雲仙市瑞穂町伊福甲335番地、再生計画認可決定時の住所長崎県長崎市新小が倉２丁目１番８号

再生債務者　坂本　弘明

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成21年４月28日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成23年10月31日

長崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２２年（再イ）第６号

三重県鳥羽市安楽島町1084番地　日和寮106

再生債務者　西岡　　俊

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成22年７月５日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成23年10月31日

津地方裁判所伊勢支部再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２３年（再ロ）第７号

兵庫県明石市魚住町西岡560番地の６

再生債務者　間部　一夫

1　決定年月日時　平成23年10月31日午後４時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成23年11月21日まで

4　一般異議申述期間　平成23年12月５日から平成23年12月12日まで

神戸地方裁判所明石支部再生係

平成２３年（再ロ）第１６号

堺市堺区竜神橋町１丁６番２号　グレースサカイ502号

再生債務者　澤井佐恵子

1　決定年月日時　平成23年10月28日午後４時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成23年11月25日まで

4　一般異議申述期間　平成23年12月２日から平成23年12月16日まで

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２３年（再ロ）第３１号

横浜市鶴見区東寺尾中台22番24―402号

再生債務者　北川　篤史

1　決定年月日時　平成23年10月31日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成23年11月28日まで

4　一般異議申述期間　平成23年12月12日から平成23年12月19日まで

横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（再ロ）第１号

奈良県五條市田園２丁目27番地の14

再生債務者　中西　栄子

1　決定年月日時　平成23年10月31日午前11時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成23年11月28日まで

4　一般異議申述期間　平成23年12月１日から平成23年12月15日まで

奈良地方裁判所五條支部

平成２３年（再ロ）第５号

沖縄県沖縄市高原５丁目21番22号

再生債務者　知花　　淳

1　決定年月日時　平成23年10月31日午後１時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成23年11月28日まで

4　一般異議申述期間　平成23年12月12日から平成23年12月19日まで

那覇地方裁判所沖縄支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第３号

愛媛県南宇和郡愛南町増田2888番地

再生債務者　石黒　重喜

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年10月27日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年11月25日まで

平成23年10月28日

松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（再ロ）第２５号

横浜市港北区篠原町974番地１　篠原コーポラスＥ―511

再生債務者　林　　政昌

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年10月25日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年11月14日まで

平成23年10月31日

横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（再ロ）第１号

北海道檜山郡江差町字円山260番地の３

再生債務者　前田　則男

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年10月21日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年11月21日まで

平成23年10月31日　函館地方裁判所江差支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第３号

北海道旭川市南４条通26丁目497番地　角谷

再生債務者　小堀真紀子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年10月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年10月28日　　旭川地方裁判所民事部

平成２３年（再ロ）第５７号

大阪市住吉区東粉浜３丁目20番12号

再生債務者　芝田　禎之

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年10月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年10月27日

大阪地方裁判所第６民事部